

広島駅周辺地区の水辺空間利用に当たっての基本ルール

1 定義

この規定において広島駅周辺地区の水辺空間とは、猿猴川左岸の駅西高架橋から猿猴橋までの約300mの河岸緑地をいう。(基本仕様書別図の対象区域)

2 使用の承諾

- (1) 広島駅周辺地区の水辺空間を専用して使用しようとする者は、あらかじめ広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体(本業務の受託者)の承諾を受けなければならない。承諾を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- (2) 広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体は、管理運営上必要な範囲内で承諾の条件を付することができる。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、承諾をしない。
 - ・ 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ・ 広島駅周辺地区の水辺空間の施設等をき損するおそれがあるとき。
 - ・ 騒じょうを起こすおそれがあるとき。
 - ・ その他管理運営上支障があるとき。
- (4) イベント等の実施に当たっては、「広島県におけるイベントの開催条件について」や「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」に基づき、開催時の状況に応じた新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を適切に実施した上で行うこと。

3 行為の禁止

広島駅周辺地区の水辺空間においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・ 広島駅周辺地区の水辺空間の施設等を損傷し、又は汚損すること。
- ・ 火災、爆発等の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- ・ 通行人や利用者に迷惑を及ぼすような行為をすること。
- ・ 土地の形質を変更すること。
- ・ 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・ はり紙若しくははり札をし、又は広告(企業名等を冠したイベント開催を含む。)を表示すること(広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体の承諾を受けて、イベント等の告知を行う場合を除く。)
- ・ ゴミを放置すること又は区域内に不法に投棄されたゴミを放置すること。
- ・ 排水を流すこと。(対象区域には排水設備なし。)
- ・ 車止め解放時に安全管理を怠ること。
- ・ 広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体の許可を得ないで車両を乗り入れること又は許可の無い車両の乗入れをさせること。
- ・ その他、広島駅周辺地区の水辺空間の管理に支障があると認められる行為をすること。

4 使用料金等

- (1) 使用の承諾を受けた者は、広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体に広島駅周辺地区の水辺空間使用に係る料金(以下「使用料金」という。)を支払わなければならない。
- (2) 使用料金は、原則として使用前に支払わなければならない。ただし、広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体が認めるときは、この限りでない。

- (3) 使用料金の額は、次表を参考として、広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体が市長の承認を受けて定める額とし、1日料金やセット料金など、広島駅周辺地区の水辺空間使用者にとって、使い勝手の良い使用料金プランの設定も可とする。
 ※①エリアには、電源、水道設備、電灯は無い。

【参考】

区分	単位	上限額
移動販売車等区画使用	1区画・1時間につき 例：約21㎡（3m×7m）	660円
イベント等広場使用 ①エリア 駅西高架橋下流側 （約464.524㎡）	全面・1時間につき	2,530円
イベント等広場使用 ②エリア 川の駅 （約507.56㎡）	全面・1時間につき	2,530円

- (4) 使用料金は、広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体の収入として収受させるものとする。
- (5) 広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体は、使用料金を減免し、又は返還することができる。広島駅周辺地区の水辺空間の利用者が国又は地方公共団体の場合、広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体は使用料金を免除する。また、利用者が町内会等で、出店等による利益が生じない場合、広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体は使用料金について減額又は免除を検討する。

5 使用承諾の取消し等

- (1) 広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体は、次のいずれかに該当する者に対して、使用の承諾を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは広島駅周辺地区の水辺空間からの退去を命ずることができる。
- ・ この基本ルール等に違反している者
 - ・ 偽りその他不正な手段により使用の承諾を受けた者
 - ・ 承諾に付した条件に違反している者
- (2) 広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体は、次のいずれかに該当する場合においては、(1)に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- ・ 広島駅周辺地区の水辺空間に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - ・ 広島駅周辺地区の水辺空間の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合
 - ・ その他の整備計画に関する工事等、公益上やむを得ない必要が生じた場合

6 損害賠償

- (1) 広島駅周辺地区の水辺空間の占有主体は、広島駅周辺地区の水辺空間の施設等を損傷し、又は汚損した時は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- (2) 市長は、処分を受け、又は必要な措置を命ぜられた者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

7 その他

河川法、都市公園法、広島市公園条例、その他関係法令を遵守すること。